

令和7年度・第33回農業委員会総議事録

開催日 令和7年12月25日(木) 13:00～

開催場所 S Sプラザ川内 301～303会議室

出席委員(17名)

議席番号	委員名	議席番号	委員名	議席番号	委員名
1	中原 良治	2	谷山 隆信	3	薬師寺 しげ子
4	新屋 純子	5	牧田 信一	6	小城 義己
7	木場 祐二郎	8	中島 弘和	9	下茂 正憲
10	木下 博英	11	乙須 紀文	12	有馬 康夫
13	永留 智史	14	山路 一浩	15	西 裕一郎
16	小園 光男	17	磯道 博和	18	梶原 拓二
19	別府 生次				

欠 員 (0名)

欠席委員(2名)

遅刻委員(0名)

出席推進委員(16名)

議席番号	委員名	議席番号	委員名	議席番号	委員名
21	山下 武徳	22	福壽 久雄	23	濱田 義博
24	春田 実	25	上小川 文男	26	(欠員)
27	鶴屋 賢子	28	廣庭 吉辰	29	中川 大樹
30	馬渡 義文	31	田中 浩徳	32	竹田 栄次
33	永吉 康之	34	徳永 正幸	35	徳永 功
36	鬼塚 幸男	37	豊田 孝之	38	古川 梓
39	高木 成寛	40	早崎 麻美子	41	辻 孝一郎

欠席推進委員(4名)

事務局出席者 森局長・西代理・福永主幹・梶原主幹・長沼G長・田上G員・
中城G員・富士代職員

薩摩川内市農業委員会会議規則第14条の規定によって、ここに署名する。

議長(農業委員会会長) _____ 印

議事録署名者 _____ 10番 _____ 印

_____ 11番 _____ 印

議事録作成者 _____ 局長代理 _____ 印

議事日程「諸般の報告」

5 報 告

- 報告第107号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の専決処分について
- 報告第108号 非農地証明発行の専決処分について
- 報告第109号 農地転用事実証明願の専決処分について

6 議 事

- 議案第338号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について（知事処分）
- 議案第339号 農地法第5条の規定による農地等の賃借権設定許可申請承認について（知事処分）
- 議案第340号 農地法第5条の規定による農地等の使用賃借権設定許可申請承認について（知事処分）
- 議案第341号 非農地証明願承認について
- 議案第342号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について
- 議案第343号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について
- 議案第344号 農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について

7 その他

- (1) 1月総会の日程について
- (2) その他

【開始 13 : 00】

会 長 第 3 2 回総会後の経過を踏まえて「あいさつ」

議 長 ただ今から、第 3 2 回薩摩川内市農業委員会総会を開催いたします。局長に委員の出席状況を報告させます。

局 長 委員の出席状況について、報告いたします。

定数 19 名、現在員数 19 名、出席委員 17 名、欠席委員は 2 名で、5 番：牧田 信一委員、19 番：別府 生次委員であり、欠席届が提出されております。

なお、本日出席の農地利用最適化推進委員は 16 名です。

欠席委員は 4 名で、23 番：濱田 義博委員、27 番：鶴屋 賢了委員、32 番：竹田 栄次委員、38 番：古川 梓委員であり、欠席届が提出されております。

以上で報告を終わります。

議 長 お聞きのとおり、本会は農業委員等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、出席委員は過半数に達しているため有効に成立いたしました。それでは本日の総会を、会次第により進めて参ります。

議 長 はじめに、主要事務処理経過報告について、事務局の説明をお願いいたします。

西 代理 主要事務処理経過報告について説明いたします。

総会資料の 1 ページをお開きください。

1 1 月 2 8 日に川薩地区青年農業者会議及び川薩地区担い手組織研修会が宮之城ひかり別館で開催され、会長が出席されております。

5 日に定例常設審議委員会がマリnpレスかごしまで開催され、会長、事務局職員が出席しております。

8 日と 9 日がそれぞれ定例の現地調査です。

1 5 日に第 3 2 回運営委員会が本庁舎 6 0 3 会議室で開催され、会長、運営委員、事務局職員が出席しております。

2 2 日には、農業者と農業委員の意見交換会が S S プラザせんだいで開催、その後、農業者と農業委員の交流会が川内ホテルで開催されております。

本日、第 3 3 回農業委員会総会が S S プラザせんだいで開催して

おります。

以上、説明を終わります。

議 長 以上、主要事務処理経過報告がございましたが、何か御質疑ございましたでしょうか。

委 員 (なしの声あり)

議 長 「なし」ということですので、主要事務処理経過報告を終ります。

次は、議事録署名者の選任ですが、こちらの方で指名してよろしいでしょうか。

委 員 (はいの声あり)

議 長 ご異議ございませんので、

10番：木下 博英 委員

11番：乙須 紀文 委員にお願いいたします。

それでは、さっそく、会次第5の報告に入らせていただきます。

初めに、報告第107号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

西 代理 報告第107号を説明いたします。資料は2ページから5ページをご覧ください。

今月の合意解約は受理番号175番から192番までの18件で、登記地目 田4筆7, 360㎡、畑24筆15, 782㎡、合計28筆23, 142㎡の合意解約通知がありました。

このうち、農地流動化促進事業補助金の返納はありませんでした。

薩摩川内市農業委員会規則第5条第1項第3号の規定に基づき、処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第107号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局より報告第107号の説明が終わりました。これにつきまして、何か御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 質疑がありませんので、報告第107号を終わります。
次は、報告第108号「非農地証明発行の専決処分について」
を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

西代理 報告第108号を説明いたします。資料は6ページから8ページ
をご覧ください。
今月の証明発行願いは、受理番号94番から102番までの9
件で、登記地目 田17筆7, 883㎡、畑10筆5, 326㎡、
合計27筆13, 209㎡の証明発行願が提出されました。
非農地の議決内容につきましては、備考欄の議決日、議決番号
をそれぞれご参照ください。
何れも農地法第2条第1項に規定する農地では無いことを証明
する非農地判断議決済みであり、申請には妥当性があると認めら
れることから、薩摩川内市農業委員会非農地証明書の発行基準5
の規定により処理いたしましたので報告いたします。
以上で、報告第108号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局より報告第108号の説明が終わりました。こ
れにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 質疑がありませんので、報告第108号を終わります。
次は報告第109号「農地転用事実証明願の専決処分につい
て」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

西代理 報告第109号を説明いたします。資料は10ページをご覧
ください。
今月は、受理番号12番の1件で、登記地目は畑1筆174㎡
の農地転用事実証明願が提出されました。薩摩川内市農業委員会
規則第5条第1項第4号の規定に基づき、会長が専決処分を行いま
したので報告いたします。
許可年月日、転用目的については、備考欄をご参照ください。
転用目的どおり実行されていますが、現在まで不動産登記法に
係る地目の変更登記がされておらず、今般地目の変更登記に必要な
転用許可証を紛失されており、当該証明願いが提出されたもの
です。

57番を報告いたします。
位置図3ページ、調査表2ページをご覧ください。申請地の現況は畑で耕作されていません。

雑種地、他一筆933㎡と一体利用で総面積1,535㎡、宅地分譲4区画の転用目的です。

申請書に添付してあります被害防除計画には妥当性があります。

なお、現地調査の内容は報告書に記載してあるとおりであります。

以上のようなことから56番、57番の申請は農地法関係法令には抵触せず、許可相当と判断しました。以上です。

議長 　　ただ今、調査員の報告が終了しました。
　　　　　　質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 　　　　　　　　　　（なしの声あり）

議長 　　ないようですので、採決いたします。
　　　　　　議案第338号については、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 　　　　　　　　　　　　　　（挙手）

議長 　　賛成全員であります。
　　　　　　議案第338号は承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。
　　　　　　次に、議案第339号「農地法第5条の規定による農地等の貸借権設定許可申請承認について」について審議いたします。
　　　　　　それでは、事務局の説明をお願いいたします。

長沼G長 　　議案第339号を説明いたします。資料は、12ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。
　　　　　　今月の申請は、受理番号58番から59番の2件で、登記地目田2筆 827㎡、畑1筆 1,170㎡の申請がありました。
　　　　　　内容を説明します。
　　　　　　58番及び59番ともに、太陽光発電施設での申請です。
　　　　　　NOFIT型であり、京セラ川内工場に電力供給する事業計画です。

以上、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第339号に係る説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

薬師寺委員 　はい。3番 薬師寺が58番を報告いたします。
調査日・調査員は先ほどの報告と同じです。
位置図、4ページ、調査表3ページを御覧ください。
申請地の現況は畑で耕作されていません。
太陽光発電施設パネル158枚の転用目的です。
申請書に添付してあります被害防除計画には妥当性があります。
なお、現地調査の内容は報告書に記載してあるとおりです。
以上のようなことから、58番の申請は農地法関係法令には抵触せず、許可相当と判断しました。以上です。

山路委員 　14番 山路が、59番について、報告します。
12月9日、鬼塚進委員と事務局 長沼職員と現地調査を実施しましたので、報告します。
位置図5ページ、調査表4ページをご覧ください。
申請地の現況は、田で、耕作されていませんでした。
転用目的は、太陽光発電施設での申請です。
申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。
以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。
以上で報告を終わります。

議長 　ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 　（なしの声あり）

議長 　ないようですので、採決いたします。
原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 　（挙手）

議 長 賛成全員であります。

議案第339号は承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次に、議案第340号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」について審議いたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

長沼G長 議案第340号を説明いたします。資料は、13ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号60番の1件で、登記地目 畑1筆300㎡の申請がありました。

内容を説明します。

60番は、一般住宅での申請です。

本市に帰郷するに伴い、義母（義理の母）より申請を借り受けて、一般住宅を建築するものです。

以上、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第340号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

薬師寺委員 はい。3番 薬師寺が60番を報告いたします。

調査員、調査日は先ほどの報告と同じです。

位置図6ページ、調査表5ページを御覧ください。

申請地の現況は畑で管理されておりました。

一般住宅転用目的です。

申請書に添付してあります被害防除計画に妥当性があります。

以上のようなことから、60番の申請は農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

議 長 ただ今、調査員の報告が終わりました。

質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員

（なしの声あり）

議長 ないようですので、採決いたします。
原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。
議案第340号は承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。
次は、議案第341号「非農地証明願承認について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

福永主幹 議案第341号をご説明いたします。資料は14ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号50番から51番の2件で、登記地目
田5筆 3,384㎡ 畑1筆 442㎡、合計6筆
3,826㎡の非農地証明願が申請されました。

内容について、ご説明します。

50番は、平成元年頃から耕作しておらず、すべて原野化して現在に至っております。

51番は平成20年頃から、耕作しておらず、原野化して現在に至っております。

以上で、議案第341号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

中原委員 1番、中原が50番と51番を報告します。

12月8日、春田推進委員と事務局 西職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

50番については、位置図7ページ、調査表6ページをご覧ください。

申請地の現況は、5年前から耕作しておらず、原野の状態でした。

また、4710番1については、県河川工事の土砂が搬入されて、原野の状態となっております。

51番については、位置図8ページ、調査表7ページをご覧ください。

従いまして、何れの申請地も農地以外の目的で売買されるもの
ではありません。

以上のようなことから、申請は許可要件の全てを満たしている
と判断し提案いたしました。

以上で、議案第342号に係る説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に
現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

新屋委員 　　4番、新屋が96番及び97番を報告します。
12月9日、山下推進委員と事務局、福永職員と現地調査を実
施しましたので報告します。

まず、96番について位置図9ページ、調査表8ページをご
覧ください。

申請地の現況は、田で管理されてきました。

権利取得後は、水稻を栽培予定です。

次に、97番について位置図10ページ、調査表9ページを
ご覧ください。

申請地の現況は、畑で管理されてきました。

権利取得後は、しいたけを栽培予定です。

新規営農のため、営農計画書が添付されています。

規模拡大及び新規就農のための権利取得で、経営意欲も高く、
全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可
相当と考えます。以上で報告を終わります。

議長 　　ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 　　(なしの声あり)

議長 　　ないようですので、採決いたします。
議案第342号については、原案のとおり許可することに賛
成の方の挙手を求めます。

全委員 　　(挙手)

議長 　　賛成全員であります。議案第342号は、原案のとおり許可す
ることに決定いたします。

次は、議案第343号「農地法第3条の規定による農地等の所

有権移転・贈許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

福永主幹 議案第343号を説明いたします。資料は16ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号98番から100番の3件で、田7筆6,251㎡の申請がありました。

申請理由といたしましては、知人間の贈与によるものです。

申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で贈与されるものではありません。

以上のようなことから、許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、議案第343号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

中原委員 1番、中原が98番を報告いたします。

調査日・調査員は先ほどのおりです。

位置図11ページ、調査表10ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で耕作されていました。

権利取得後は、水稻を栽培予定です。

経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。

以上で報告を終わります。

薬師寺委員 3番、薬師寺が99番を報告いたします。

調査日・調査員は先ほどのおりです。

位置図12ページ、調査表11ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で耕作されていました。

権利取得者は、規模拡大の為の権利取得で水稻を栽培予定で経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。

以上で報告を終わります。

山路委員 14番 山路が、100番について、報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
位置図13ページ、調査表12ページをご覧ください。
申請地の現況は、全て、田で耕作されていました。
権利取得後は、水稻を栽培予定です。
規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。
以上で報告を終わります。

議長 ただ今、調査員の報告が終了しました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、採決いたします。
議案343号につきまして、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案343号につきまして、原案のとおり許可することに決定いたします。

次は、議案第344号「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものでございます。

なお、農業委員会等に関する法律第31条に「議事参与の制限」に関する議案は、受理番号691番から697番です。

まず、議事参与を除く案件について審議いたします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第344号を説明いたします。資料は17ページから36ページをご覧ください。

今月の申請は、田：189, 296㎡、畑21, 944㎡、
合計211, 240㎡の申請がありました。

中間管理権設定124件中、認定農業者等に係る分は85件です。

議事参与案件を除く案件について説明いたします。

議事参与案件を除く受理番号612番から690番、698番

川内地域については、申請が多い場合は3班体制で、本庁・支所のいずれも午前中までは終了の形をとります。

川内地域は、午前8時30分までに農業委員会事務局にご集合ください。

次に、支所班は、各支所で集合解散とし、いずれも午前中までには終了予定です。

それから、下段に記載の1月総会は1月30日（金）午後1時から、SSプラザ川内の3階第301から第303会議室を予定しています。

また、裏面は1月から3月の行事予定を記載してあります。

次に、主な行事について、説明いたします。

1月5日（月）は、農業委員会仕事初め式、その後、新年挨拶回りです。挨拶回りについてはまた後ほどご説明いたします。

9日（金）に1月定例常設委員会、12月15日（月）、16日（金）は、第33回農業委員会運営委員会、引き続き、第1回農地利用最適化推進委員選考委員会が603会議室で開催し、運営委員が出席予定です。

1月20日（火）に熊本県大津町農業委員会が本市に視察研修に来庁されます。国際交流センターで開催され、会長、会長代理が出席予定です。

そして1月22日ですけれども、令和7年度 県農業委員会、女性委員の会さつま支部、研修会が出水市で開催されます。

30日が第34回農業委員会総会となっております。

別紙で御手元等にお配りしております資料4 令和8年農業委員会、年始挨拶回り日程表を御覧頂きたいと思っております。

こちらのほうに毎年行っております挨拶回りについて書いてあります。

以前はですね挨拶回りにつきましては、会長、会長代理と御出席いただいていたのですが、現在、インフルエンザが大流行しております。その関係で、来年につきましては、農業委員会会長、そして事務局長、局長代理の私3名で、それぞれの所管を回りたいというふうに考えております。

回る場所ですけれども、県農業会議、県地域振興公社、中間管理機構の本社になります。

そしてJA北さつま本署、さつま町農業委員会、そして、市の農業公社、以上のほうを、1月5日、挨拶回りで回る予定となっております。

詳細についてはお目直し方お願いしたいと思います。

以上で説明を終わります。

った理由、2点目が、[]が取得した土地の経緯、3点目が、オリーブからレモンへ栽培変更しているが、レモンへ変更した必要性の報告。

4点目が、営農計画書等の提出を求めています。

それに対して、[]からの回答は、1点目、3条申請に対しては、[]より、将来的に畑で利用する必要があると指導があった。その指導にしたがって取得したが、取得時には、農地法の認識・知識不足であった、ということで申請はされなかったという回答でした。

2点目土地取得の経緯に対しては、[]は開発を行う過程で必要な土地のみ購入した。

この必要な土地のみ購入したというのは、資料2では、緑色部分になります。

樋脇にある[]になります。

[]は、[]より近隣地権者より購入依頼があったが、開発に必要以外の場所は、[]が土地を購入した。

資料2では、ピンク色部分になります。

主な理由としては、[]が全てを宅地化すると県の開発許可が必要となる。

2点目は、[]は、農業を行いたい意思があるということでした。

3点目は、経緯書4にある御陵下町字公沸及び高城町字小牟田でレモン栽培をしているためという回答であります。

4点目については、営農計画書及び植栽配置図が資料3の6～7ページにありますので後でお目通しください。

抜粋して、説明します。

令和8年3月から植栽開始、レモン25本、サワーポメロ21本の計46本です。人員は、1～3人体制、販路は、主に店舗販売、畜産営農課：営農指導員の指導の下に営農開始するとの回答でした。

事務局の方針案としては、農地台帳に登載するか、また、登載する場合に時期はいつになるかが争点となります。

事務局としては、案1として、営農計画書に基づき、令和11年からの収穫を確認後に登載する。

案2は、営農指導員の指導の下に、適切に管理されていることを確認後に登載する。

以上2点を提案させていただきたいと思っています。

畜産営農課の営農指導について確認したところ、[]が、植栽から肥培管理、収穫までを直接指導していくことを確認しております。

また、国が定める農地の定義は、【耕作の目的に供される土地】であり、耕作とは、土地に労力をかけ、肥料を与え、管理を行うことで作物を栽

培することとあります。

今までの■■■■の農業に対する姿勢、やる気があるのか、ないのかについて、今までの経緯をみたところ疑義が生じることから、時間はかかりますが、案1である営農計画書に基づき、令和11年からの収穫を確認後に登載がよいと考えます。

以上で説明を終わります。

梶原主幹 私の方で補足説明します。

まず資料2の1ページを開いていただき、耳で聞いていただきたいと思います。

ここの緑と赤い部分がもともと農地だったところになります。

そこを、非農地判断をして、■■■■がここに書いてある、■■■■に、土地を提供するために造成を始めたというのがきっかけで、周りの農地の所有者も同じように荒れていたのもので、自分の土地を買ってくださいよという話を受けて造成後に、そのまま造成すると、3,000㎡以上の開発行為になるものですから、■■■■が開発行為にならないようにどうしたらいいかというのを県にしているのです。

地目を畑・田にすれば、それは開発にならないよという指導を受けたので、畑に返したいというのが今回の争点です。

農業委員会の場合は、地目が宅地でも雑種地でも農地の状態だったら3条申請をしないと権利移動ができないようになっているので、こういう農地の取得というのは農地法に触れないで、名義がそれぞれに直ってしまっているというのが、問題だということになります。

それを農地台帳に載せるか載せないかというのがこの経緯書の中の1つのポイントであって、今回はもう地目上は実際のところ、法務局で確認したら、もうピンクの部分は畑に変わっております。

しかし、農地法という農地は先ほど長沼グループ長が言ったとおり肥培管理をしてないと農地というふうには認めないようになっているので、そのタイミングを、■■■■さんとしては、農地として使っていくということなのですが、先ほど言ったとおり、前の前提のレモン畑もうまく育っていないということもありますので、そこら辺を踏まえて、農地台帳に登載する時期というのを見定める必要があると事務局は思っています。

■■■■さんがやりますという言葉だけではなくて、指導を受けながら営農をしてもらうということで、市の畜産営農の指導を受けながら、レモン等、果樹の栽培をしていただき、その収穫を待つ初めて登載したほうがいいのかというのが今回の方針案

でございます。

これについて、委員様方の御意見を頂ければと思っております。かいつまんで説明をさせていただきました。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終了しましたが、この件についてご質問、ご意見等はございませんか。

木下委員 　　はい。10番 木下です。

　　思いつくところのお話を聞かせてください。

　　我々も、農業委員会の委員として、どうしても一度、見ておいたほうがいだろうという判断をしまして、中原委員と見に行きました。

　　客土は薄いものの、それぞれ文書に書いてあるということはないようにございました。

　　それで、先ほどから言いますように、事務局が言われるとおり、11年からの登載でいいのかなという判断をしてきたところでございます。

　　それから、今、皆さんにも説明があったこの■■■■■というところがもう既に、そこは児童福祉の養護施設をやっているところで、■■■■■というところがあって、樋脇の方みたいですけど、そういった場合に私もよく分からなくて、今度はそうなった場合に、レモン園が出来てですね、隣に、いつの時点でそういうものができるかどうか、何ができるか分からないのですけども当然のごとく、法人関係の児童福祉の施設ができるとした場合には、ドリフトと言いまして、農薬が飛んだり、それから、■■■■■は、そういうところ子供たちは保護費が回るので、結構トラブルがないかなということやら、将来的には、■■■■■の一番奥の方に計画からいけば、施設を作るというふうになっておりますので、そういうものの判断をしながらですね、何て言いますか、そういうドリフトの関係が出てこない設備とかそういうものなんかの分については、私も一度それを含めて皆さんにも聞いていただきましたかったということで、梶原さんにも相談したのですけども、それは、この■■■■■のその■■■■■がすることであって、農業委員会で何をこうしなさい、あぁしなさいということではないということ承りました。

　　それが、3条なりそういうものの執行率要件とか地域要件とか、そういうもので、農業委員会に後でしっぺ返しがないかなと、そういうのを考える必要はないかなということが一つなのだというところでございます。

それから、最初の資料のところにあったと思うのですが、昨日も、委員の先輩方にもちょっと御相談申し上げてですね、自分たちの考えをちょっと御相談したんですけど、外部のところには営農の指導持たんというようなことでありまして、私は自分でいろいろ何人かの方に御相談して聞いてですねそのときには、ある程度の理解ができて、それでもいいなというのも考えたんですけど、これって営農指導していく感じで営農指導を11年まで変えるのか今からそれも決められることだと思うんですけど、そうした場合には、管理日誌なりそういうものを見た場合に管理日誌をつくって管理責任者を置いて、かつ、日誌を作るというようなことなのでそれで、そのときには必ず、営農指導員の方は指導されると思うのです。

それで、こういう外部という考え方をしたときに、うまくいけばいいんですけど、例えば三者確認ということで、あその[]さんと、我々と農業委員会等、それから、営農指導になった場合にこれが、公平性なり中立性を持たれるかということがちょっと懸念されるということで、私もちょっと農業委員さんの方に御相談したら、それはもう今当然のごとく、法人については営農指導の方からそういう指導に行っていますよというようなことだったのですが、一般の通常の巡回指導ではなくて、あくまでもこれはこういう事態が起こったことに対する指導なので、私が調べた資料の中では第三者的な扱い、考えた方がいいのではないかなあということもありますし、公平性を欠くのではないかな。

それと、それぞれ役場の方々はですね、聞いたところによれば[]という方は、この営農指導部にずっといらっしゃるということで異動もないということなので、責任を持ってやっていただけるということではもう十分、重々承知しているんですけど、守秘義務なり、我々、皆さん、我々はですが、一応公務員で守秘義務があります。

それから、補助金の関係で、そういう関係もあったりして、なるべくなら避けた方がいいのではということで書いてある資料が多いようです。

だから、そのところを、先輩の農業者に御助言を頂いたときにはですね、それは全部法人の方について、ほかにも法人の一般的な指導するところがあるから、そこまで心配しなくてもいいのではというようなことあったんですけど、事が事だし、外部委託という言葉を使ったときに、三者に共通の我々農業委員会、それから、共通した中立的な外部、事業者外部の指導員でないと、仮にトラブルしたりして揚げ足をとられて、あなた方が言われたからそ

うした、そういうことがないように、なにか確認なりそういうにやるほうに御相談できないかなあと、1番そういうふうに思った。

1番目の経緯書についてはそういうことです。

すいません、ちょっとやっぱ分かりにくかったかと思うんですけど私も、なかなかですね、一応、今お話をしたことについては、農業委員さんの先輩の方とかか梶原さんにも御相談してございます。

それで、そういうところが皆さん御存じかもしれませんが私も、分からなかったので質問させていただきました。

それと違反を全部、計上というのは違反を是正したということの証明をする、書類ではないということなのですが、自分たちには、過失そういうものには参考資料と使えるだけでこれで全部わるうございましたということで、農業委員会が理解したという書類にはならないというふうなことを皆考えてですね、この経緯書の中に最後のページ、最後のところに悪うございました、今後も気をつけますと書いてありますけれども、経緯書の中身としては、あまり省いてもいいんじゃないかな、それについてもですね、見てみたら、そういうのは必要ないというのが大方の、文面の資料でございます。

すいません、うまく説明できませんけど、そういうことが考えられるのではないかなと思いますので、皆さんからも、それはおかしいよとか、もうちょっとこうしたほうがいいんじゃないのかというのがあれば、私の考えは分かりませんので、皆さん教えてください。

よろしくお願いします。

梶原主幹 ありがとうございます。

事務局のほうから木下さんが言われたところを、かいつまんで、こういうことですよって確認したいのですが、まず、経緯書については、資料3を見ていただくと確かに向こうの方から申し訳ございませんでしたっていうのが書いてあるのですが、私どもとしてはそういうのは求めていなくて、どういうふうになんかこんなことになったかということを、時系列的に書いてくださって再三伝えていたのですが、やっぱり申し訳ございませんでしたと書いてきました。

もうそれは向こうの文書としてそのまま受け取って、私どもは、起こった事象をどういうふうにして行ったかというのを確認した上で、それぞれに対応していきたいと思っていたので経緯書を出してくださいって言ったのがまず一つです。

それとあと、木下さんが言われた経緯書1のことについては、資

料の7ページに植栽計画図というがあるので、皆さんは資料3の7ページを見ていただければと思います。

今回レモンとサワーポメロを植栽するのですが、ここに書いてあるとおり、1番2番3番のところが収穫用の駐車場とか、農業用資材倉庫や休憩場ということで、農地以外のことをするようになっていますけれどもここは先ほど言ったとおり地目上は農地になっています。

なので、その際は農地台帳に載ってからじゃないと転用申請はできないので、まず農地台帳に載せるか載せないかっていうポイントがならない限りは次のことは、できないっていうのがまず1点ございます。

それと、先ほど現況を見ていただいたとおり、私どもが1番最初に見ていたときよりは、ちゃんと表土もしてありますので、大分改善し、私ども注意しながら改善はしてはいるのですが、実際、前もやりますって言われていたんで、そこを信じたっていうのが1番最初のところなんですけど、やっぱりうまく肥培管理がされてなくて、草が生えているというのが先ほどのレモン畑になるのですが、今回はそのまましても、ちゃんと肥培管理をしていかないとイケないということで、営農指導にこういう話があるのだけとということで、一般論として、農家の方からとか、農業法人から相談があったら営農指導というのは、助言をしてうまくいくようにアドバイスをするところがございますので、そういう関わりの中で、営農指導しながらうまく栽培ができるように、XXXXXXXXXXの方が協力してもらえるとことでの、裏の話を農業委員会が聞いているということになります。

やる気はあくまでXXXXXXXXXXさんがやっていたかかないと、うまく栽培ができないし、サワーポメロのほうも助言として入れたのは、サワーポメロの方が農協で買ってくれると。レモンだとなかなか売り先が見当たらないので、そういうところで助言を受けながら、レモンとサワーポメロという品種で今回は出したっていうのはあります。

そういう内容のことで良かったですか、木下委員。

木下委員　　今度は、その指導のXXXXXXXXXXが行かれたときには、やっぱり管理日誌とかそういうものについては、ちゃんと記名なり押印をする欄をつくって、ちゃんと行動として、将来的ないつまでするか分からんけど、事務局としては、令和11年の収穫そこらまではちゃんとやっていくのだということの確認をとられるということですね。

森 局長 今の木下委員の十分な回答にはちょっとならないって今現在では思っていますが、今事務局の方で考えているのは、相手さんとはまた共有しないといけないと思うのですが、半年に一回ですね、半年分の作業日誌をまずは出していただくかなというふうには思っています。

ただその中に、畜産営農課の■■■■の押印までは、ちょっとこれ、過去、私もその部署にいましたけど、まずそこまではちょっとした経緯がないので、そこはどうかというふうには思っていますが、ただ果樹の場合は、基本的には市の職員ですので、市民に対して要請があれば、これは全部指導対象になっています。

ただ、その中で、果樹の場合、大体2ヶ月ぐらいの栽培期間の作業の指導というのをやっているという実情もありますので、その合間で、技術員のほうが2ヶ月間指導した内容が本当にやっているかというのを、指導員の時間を見て確認をして、その中で、していない場合は連絡をして、口頭指導するという年間の繰り返しになります。

指導員に対しては農業委員会は5階、畜産営農課は4階です。口頭で確認はできますので、どういう指導をしていたかというのは口頭確認をしつつ、ただ、問題がその指導に基づいて実際やっているかどうかというのがいちばん問題になりますので。そこについては、ちゃんと作業日誌記録簿というのを、何らかの形で提出はしてもらおうかなというふうに考えております。

木下委員 ただ、この場合は普通の法人への一般巡回調査とは異なるところがあるのではないかなと思うのです。

こういう不測の事態になったという事だったと思うので、だから、そういう一般巡回指導とは同じ意味とはちょっと、もう少し突っ込んだ形でしないと回答と言えるのかなあと思ったりもするのですが、どうでしょうか。

森 局長 我々が、こういう問題があるという認識のもとでいるのですけども、畜産営農課の技術員にとっては、基本的には指導というのは、同じようなレベルの形で実際行っていると、経緯についてはもう当然説明をした中で、指導をしていただけるっていうところまではお話を頂いておりますので、そこが今回、農地法上での問題であって、栽培をつくる上での問題とはまた別に切離した形で通常どおりの技術指導をしてもらえればというふうに考えています。

木下委員 分かりました。

議 長 よろしいでしょうか。

木下委員 はい。

議 長 他に。はいどうぞ。

木場委員 7番 木場です。

うまく法の間をすり抜けた事案なのですが、結局、今、地目も直っています。

今後登載するかどうかということですよね。ですから今地目の提案がありましたけれども一応11年ぐらい樹木の成長を見て、それで、販路を今従業員とか無人販売とか書いてあるんですけども、ちゃんと販売証明書みたいなものをもらえば、多分販売してるんだ、そしたら登載してもいいのかな。

それが11年度で駄目だったらまた延長しますよと、この裁判という形にしてもいいのかなと思いますけど、以上です。

議 長 ありがとうございます。

ほかに皆さんの方から御意見がありますでしょうか。

永留委員 13番永留です。

令和11年の登載でいいと思うんですけど、それまでに、例えばですけど、転売とかそういうのがあった場合っていうのは、どうなるのかなと宅地に転売するとか、そういうのが可能性をなきにしもあらずと思ひまして。

梶原主幹 御説明します。

地目が、もう畑になっておりますので、ほかの方に売るときは、農業委員会に来てくださってということであるので、農業会議は、先ほどのとおり、農家台帳に載ってないので、お出しすることできません。

法務局で地目や名義を変更するためには、農業委員会の許可を持ってこないと変わらないので、そのままの状態ですることはできないということです。

権利移動はできないようにはなっています。

それとあと、端っこのほうは結構水はけが悪くて、宅地としての部分は本当に改良をしないと、ぬかるんだりするという土地になっていますので、XXXXXXXXXXさんとも話したときにその宅地に計画するということは、今のところは全然思っていないで、先ほど言ったよう

に■■■■に作らせるという、その中での話だけ聞いておりますので、そこら辺のところの権利移動が発生しても、法務局の方では受け付けができない、農業委員会が許可しないとできないので、そこは御心配しなくていいのかなあということです。

あともう一つは、事務局からお知らせですけど、先ほど県の指導があつてということで、また、地目変更したら、開発行為にならないというのを知ってしまったことになってくるので、私たちも市の方の開発の担当から、県の開発指導かかりというのが、開発行為の方の指導するんですが、安易に畑にすれば開発行為に該当しないという指導をされるので、実際埋めて造成してるわけです。

それを畑に戻すっていう指導をしてしまうと、地元の農業委員会はそういうの、そういうふうに農地法に触れずに、変わった土地をどう取り扱ってというのを審議しないとイケない。

■■■■で言うと2件続いています。

そういうことを繰り返されると、農地法の意味もなくなってしまふから、それが正しいかどうかというのを、県の農村振興課の方と十分協議してくださいというのを言っておりました。

そしたら、この案件について県の方にも私ども報告して説明させていただいた中に、協議がありましたかっていうと、最近までなかったみたいなのでまた、市の開発行為の方から、協議するよということでしたのでしていただいております。

こういうことを繰り返すことは、やはり、県の指導があるっていうのもポイントになるので、そこで徹底してもらわないと、そういうのが繰り返されるのもこまりますので、県の方に言ってるということお知らせいたします。

議 長 ほかに御意見ないでしょうか。

永留委員 13番永留です。

11年までは搭載しない限り売買できないと。

木場委員が言ったようにやっぱり、販売証明とかそういうのをもらうって言うてからの判断がいいのかと思います。

議 長 ありがとうございます。

ほかに御意見はありませんか。

中原委員 1番中原です。

ここに和田事務所の指導によって書いてあるんですね。

そこら辺のところちょっとおかしくなってくるんじゃないか、そ

ういう開発行為は、逃げ道としてですよ、こういうふうにしたらどうですかという話が出るのもおかしいことじゃないかなというふうに私は思うんですけど、いかがでしょうか。

梶原主幹 ■■■■■からの指導というところで何だろうかなっていうことを確認させていただいたら、その■■■■■さんがこの造成に当たって、県の方に確認したということが分かりました。

そこはですね手続論の話なので、本来なら農地として使うなら3条申請するのが当たり前でしょうということが、私ども■■■■■の方の担当の方にも言いましたけど、そこの知識が、農地のときには手続が必要だというのを■■■■■さんのは分かってなかった所以说ったんですけども、■■■■■さんは、御存じのとおり農地法の方も分かっていて、こういう知識もある中で、依頼主さんの要望に沿った法の逃げ道といいますか、そこら辺のところをやってらっしゃるところ、だけど、確証はないわけですよ。

そこで、私どもも言えないところもあるので、そこは■■■■■さんの方にこういう農地を使うんだったら、こういうふうに手続をしてください、幾ら同じグループ会社の受皿みたいな感じになってるっていうのは、農地所有適格法人としては、よろしくないですよと言わざるを得ないところがあります。

そういうのを繰り返さないようにということではしか指導はできないのということで今回、お時間をかけさせてもらって、方向性を決めております。

農業委員会からすると、開発逃れのことを繰り返すようなやり方を見過ごすわけにはいかないもので、そこら辺のところは農村振興課さんの方も、そういうふうな御意見も頂いてますので、そういうところがないように、県の担当課の方も、意識してもらいながら指導はしてほしいということでお伝えしているのが現状です。

あとは企業さんの話になってくるのでそこら辺のところ、どこまで突っ込めるかっていう話になるかと思えますけど、私どもができる範囲で農地を守るという観点からは、これでやっていくしかないと事務局は持っているところです。

議 長 ありがとうございます。
 いろいろ質疑がでましたが、よろしいでしょうか。

委員・推進委員 (な し)

議長 農地台帳に登載については、令和11年に畜産営農課の指導の下に適切に管理されているか、収穫も含めて確認後に登載するというのでよろしいでしょうか。

賛成の委員の挙手をお願いいたします。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。

農地台帳の登載については、令和11年に畜産営農課の指導の下に適切に管理されているか、収穫も含めて確認後に、登載することと決定いたします。

議長 次に、経緯書2 五代町字久留須について、審議いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

長沼G長 【資料1】の経緯書2（五代町字久留須）について説明します。
【資料1】・【資料2】の2ページ目をご覧ください。

この案件は、平成30年に[]が農地取得していますが、適切に管理されていないことから、農地所有適格法人及び農地法第3条：全部効率要件に抵触する可能性があることから、農地利用について、回答を求めたものです。

農業委員会からの確認事項として2点を[]に対し回答を求めました。

1点目が、3条取得後に耕作していない理由、2点目が、今後の農地の活用方法になります。

[]からの回答は、1点目、耕作していない理由に対しては、荒地であったため、草刈りし、農業経験者、きんかん栽培農家よりアドバイスを受け耕作しようとしたが、栽培上で適さないと判断した。

2点目、農地の利用については、現況に合わせて、地目変更登記をしたいとの回答でした。

事務局の方針案としては、現況を確認したところ、資料2の写真のとおり、周辺農地も原野化しております。

そのため、非農地証明（願）を提出後に、現地調査をし、現況に合わせて地目変更登記をするべきと考えます。

以上で説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局の説明が終了しましたが、この件についてご質問、ご意見等はございませんか。

　それでは私も発言権がありますので、少し聞きたいと思います。皆さん方に事務局から説明がありましたこの久留須っていうところはどこなんだろうと思われませんが、実は私の隣の敷地であります。

　ここは今、平成30年度に購入したとありますが、それ以前からですね、超湿地帯で、農道もろくにないぐらいのところ、農家がどんだん撤退をして、そしてソーラーパネルが、下の方にセッティングされましたら、さらに湿地帯となりまして、湿地帯の中にまた鳥獣被害がですね、手をつけられないほど、来ております。

　これは■■■■の方で、毎回毎年、ユンゴ入れて整地をするんですけども、整地の意味がないぐらいです。

　罨の免許を持っていますけど、多分マムシが相当いるところで穴を掘り返すっていうのは多分そこだと思えるんですけども、そういった意味で書いてあるとおりに金柑栽培農家にアドバイスを受けましたが、湿地帯のために、どの作物も適さないということで、そういう判断ができるのではないのでしょうかということで、私の方から意見を申し上げております。

議長 　ほかに何か質問はないでしょうか。

委員・推進委員 　（ な し ）

議長 　非農地証明願いを提出していただき、原野に地目変更をお願いしたいと思いますが、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

全委員 　（ 挙 手 ）

議長 　非農地証明願いを提出していただき、原野に地目変更をお願いすることと決定いたします。

　次に、経緯書3 上川内町字横峰前について、審議いたします。

　事務局の説明をお願いいたします。

長沼G長 　【資料1】の経緯書3 上川内町字横峰前について説明します。
【資料1】は2ページ・【資料2】の3ページ目をご覧ください。

この案件は、農地法第3条：賃借権設定が令和7年12月31日まで、オリーブを植える計画であります。農地以外に利用されており、違反転用にあたるため、農地以外にした者を確認するために回答を求めたものです。

農業委員会からの確認事項として4点を[]に対し回答を求めました。

1点目が、農地以外にした者の報告、経緯等を含める、2点目が、現在使用している者の報告、3点目が、所有者は農地以外に使用しているのを理解しているか、4点目が、農地法第3条で賃借権設定をしているが、所有者に賃料の支払いをしているかになります。

[]からの回答は、1点目、農地以外にした者に対しては、[]が経緯は不明であるが、資材置場・車両置場として整備、2点目、現在使用している者は、[]、3点目、所有者の理解は、農地以外に使用しているのを理解している、4点目、賃料の支払いは、[]が所有者へ賃料の支払いをしているとの回答でした。

農業委員会の方針案としては、県に対して違反転用を報告、5条許可申請を提出、3条の賃借権設定がされているため、18条解約も同時申請、隣接地、資料2の中央にある、転用許可済と記載がある、3260番及び3261番1には、平成26年及び平成28年に駐車場及び資材置場の目的で転用許可を受けているが、地目変更登記がされていないため、転用事実証明も合わせて申請することを考えております。

以上で説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終了しましたが、この件についてご質問、ご意見等はございませんか。

梶原主幹 　　補足で説明します。

3条の賃借権設定で18条解約が必要な理由というのがですね、3条の場合は賃借権で貸し借りをしていると、契約日が今年の12月31日ですけど、それが過ぎても賃料を払い続けたら、3条が継続するというのがあります。

まず、このところで賃借権を払っているのは、今もう既に[]ですけど、グループ会社で、そこをしっかりと解約してから、次の5条の申請はしないとイケないですよということで、18条解約も過ぎ、12月過ぎた以降に申請があったとしても必要ですよということでの話をさせていただいているということが1点ございます。

あと、先ほど転用を過去に受けているところの部分でいうと、所有権移転して、指定の地目変更関わっている部分と、借りてつくっている部分の転用があって借りている部分だけが地目変更がされていないのが実質残っています。

そこについても、現況下も資材置場になっていますので、地目変更を、転用技術をもらって、所有者に了解をもらって地目変更した方がいいというのをあわせて指導としてはしていきたいということでございます。

あと5条申請に至っては先ほど言った面積のところ、開発行為になるのか、土地利用協議でいいのかっていうのも出てきますので、そこについては申請の時期が分からないと、開発行為なのか、土地利用協議なのかっていうのはちょっと判断がしづらいということだったものです。

どちらの方を申請すべきなのかという判断ができないので、そこは、 さん、違反転用した実行者の方が、県の方に確認して、開発行為という確認してから転用申請は申請してくださいと、以来、代理人のほうにはお伝えしてあるという状況でございます。

議長 ただ今、事務局の説明がありましたけど、何かご質疑等ありませんか。

木下委員

10番木下でございます、すいません。

誰も質問をされません。本当にこれでいいのでしょうか。

私は違反転用で、これも釈然としないのはですね。

中原さんと2人で、実際見に行きました。

その中で、今画像であるものは、まだ隙間があるように、資材置場とかなっていますけど、実際もう密閉状態ですね、資材やら何やら、それから建物としては天井つきの駐車場等が建っております。

それらの方、実際私は思っているのは、5条というのは、あくまでも計画の段階でされるべきものであって、実際にできたものが5条になると、それは追認に出てきますよと。

そして、それは始末書で十分できますよというようなことで、梶原さんとお話をしているんですけど、その追認ということ、始末書というのは、今、我々が総会の資料で追認してもいいですよというのは、同じ情報、同じ違反で違反がなくて、それを一度、3条から4条に書いたものを、11月のときに、ちゃんと始末書をとっていますけど、これは3条もまだ直っていないのに、

それを始末書という言葉を使って、追認ができるものかと、1回またそれを見せていただきたいなど。

まだ私も、第1期目ですから、引継ぎの言い過ぎなところもあるし勉強不足だから間違っただけのことと言っているのかもしれませんが。

これで、皆さんのほうからも意見がないというのはちょっと残念だなと思います。

19人もいらっしゃるわけなので、何か、何も聞いたらそれはよくないよとかあると思うんですけど、皆さんいっぱい意見を言っただけですかね。

すいません。お願いします。以上です。

梶原主幹

確認ですけど、木下さんは、この取扱いをどうしたいと、はっきり教えていただき、私どもは違反転用違反転用しているという認識はあって、それを是正する方法としています。

3条を解約してもらって、それから5条申請の追認案件を出して許可を出そうと思っただけなんですけど、まず何を違反転用者にしていただきたいと思っただけなのがあるのか、そういう発言されているのかちょっと分からない部分があります。

木下委員

違反転用になったものですよ。

そういう何も形として残らずに、もちろんそしたら今から言いますけど、指導文書なりそういうものを出されてから、されるわけですよ。

梶原主幹

先ほど、言ったとおり県の方に違反転用で報告しています。それで、違反転用の手続、ここ全部ですが、継承について、こういうふうに総会で方向性が決まりましたので、先ほど言ったとおり、開発行為になるかならないかっていうのははっきりした上で、5条申請出す場合はしてくださいということを言いますし、3条なのか、契約が18条解約を同時にしてくださいというのでも指導します。

そこら辺の中で、現況回復というところでいうと、鹿児島県の方にもお聞きになったと思いますが、追認案件ということで、建物が建ってないので、のかせばいいっていうものもあるかもしれないんですけど、現況でそういうふうになったのを復元している。

出さなさいっていうふうにしないうちに経費をあんまりかけないようにするために追認案件があって、大小ありますよ。

違反転用の中身の大小ありますけど、そういう取扱いでできるよになっているっていうのが鹿児島県の取扱いです。

ほかの県はどうかちょっと分かりませんが、違反転用をしているから全部更地に戻しなさいというのは、鹿児島県はとっていません。

そこをするならそれなりの分の裏づけが必要で、戻せというための民法とか、そちらの方に関わる損害賠償を請求されることもあります。

そこは、慎重にしないといけないっていうのは、事務局が懸念しているところもあります。

そこをどういうふうにしていきたいのかっていうところをちょっと。お聞かせ頂きたい。

木下委員

10番木下です。

何か、また後ですね、現状のところは、私が知る範囲で資料等見たところでは、それは原状回復がもう原則ですよ。

しかし追認として、始末書で県としても認めるいく方向でということ、XXXXXXXXXXという方が担当者でした。

その方から聞きまして、それで、あくまでもそうなった場合に、始末書一つで、それを仮に認めた場合に、ほかの追認する方々もですよ、3条を出して、黙っていて、5条でなんでも作っていいというふうにとられたら困るんじゃないですかということで、私が質問しました。

そしたらですね、県の方は、それはまだそういうことがあって、件数的に、いっぱい何件も出てきたら、そのときにまた考えますということでした。

私が、今心配しているのは、そういうことが、今度はみんながですよ、あそこは3条ですよ、知らない人は知らないっていう人知ってるかもしれないけど、それはもう追認してやってしまった場合には、あそこは、工事も認めたけど、個人は認めないのっていう可能性もないとは言えないんですよ。

ですから、そのところは、何かの形でやっぱり、線を引いておかないと、後々私しっぺ返しが来るんじゃないかなと思うんですけど、そういう意味です。

長沼 G 長

御意見ありがとうございます。

木下さんがおっしゃりたいことも十分分かります。

確かに、ライン引き等ですね、しないとイケないところで、1番悪いのは、農地法を知っていたか、知っていなかったかによっ

て、大きく変わってくるんです。

ただ、今回の案件につきましては、転用というのは、鹿児島県知事の方が転用許可をいたします。

それに対しまして、我々農業委員会としては違反転用の流れとしましては、まず違反転用を発見したら報告までが仕事になります。

結局、権限移譲を受けていないので、次の段階に踏み込めないんです。

あとはですね、我々も情報提供しながら、追認になるのか、現状回復命令まで鹿児島県が出すのかっていうのは、県の農村振興課の判断になってきます。

梶原主幹

それと、違反転用した法人が追加的に同じようなことを繰り返すのが、懸念があるんじゃないのかなということを出さないとだと思っんですけども、そこについては、同じようなことしたら、許可が出さないです。

農業委員会としては、同じことをやっていますよねということになる。

今回については、この資材置場については、言わば、
 さんは初めてのことなので、同じように同じことを繰り返して、やっているんだったらそれは許可出せませんというのはあるかもしれません。

ここは違反転用として始めてで、グループとしてはあるかもしれないけど、法人格がそれぞれあるので、そこら辺で判断せざるを得なくて、先ほど言ったとおり県の方の指導としては、県の方に報告して追認案件として取り扱う。

あとは、どうなるかということ、追認案件の違反というのは、国の方にも報告して、どういう人が違反転用したかってリストアップされてるんです。

後追いするようになっておりまして、違反転用を是正して許可をもらって、是正して地目変更まで終わったよというときに完了するようになっています。

何もしないわけではなく、そのように記録として残していくので、そこら辺を繰り返す法人が出てきたら、ここの事はきちんと目を光らせていうのは、国の方も県の方もあってあります。

そこら辺の方がやみくもに次から次に出てくるっていうことないようにしないといけない。

要は、違反転用がないように、農業委員会の方も指導していかないといけないが、知らずに違反転用をしてしまってるって

いうのもある中で、追認案件というのが、鹿児島県はとっていますので、ここで御心配するような、同じようなことを繰り返して、違反転用を繰り返すっていうのはもう故意になってくる。

そこは、やはり止めないといけない許可を出さないようにすればいいということになってくると思いますので、そういうところでの線引きを考えております。

木下委員

10番木下です。

今、私が申し上げたのはですね、法人だけということではなくて、一般の方々にそういう事例が出てくる可能性がないかということなんです。

一般の方で、自分で3条でして、農地したときに、一般の方々でも、そういうのはちゃんともう黙って、 さんが通れば我々もやっていいんだなというふうに誤解を招かないかなという懸念があったので聞いたところです。

法人と法人だけということはないです。

長沼G長

御意見ありがとうございます。

本来は、ご存じのとおり、転用する場合には、県知事の許可が必要になってきます。

違反転用ですね、全部の案件をですね把握できれば一番いいんですけれども、いかんせん農業委員会の事務局職員も限られております。

また、農業委員・推進委員さんの人数にも限られている状況で、随時、分かった場合、このような対応をとっている状況です。

あと、今後このようなことを繰り返さないためにはですね、周知、違反転用は法律違反ですということ、農業委員会の方から農業委員会だよりを出すときにもですね、違反転用のしないように啓蒙をしたり、そういった地道な活動も必要になってくるかと思えます。

以上であります。

梶原主幹

もう一ついいですか、まず、転用申請に当たって、違反転用になりやすい事例のことを言いますと、例えば家を建てるときっていうのは大体、お金が大きいので、取得したところに家を建てたいという思いがあったときに、大体銀行さんに融資を受けるんですね。

融資を受けると、銀行の方がちゃんと転用申請してくださいねっていうので、そこは違反転用になることはほとんどないんです

けど、自己資金を持ってる人はお金があるから、そこに家を建てるケースって結構、過去もあるんですよ。

そういうので、自己資金で家を建てる場合は、開発業者にほかにあるから家を建ててねっていうので建てるところで幾らもあって、底地が農地のままのところの家が残ってるのは1か所あります。

そういうところの売ろうとしたときに、底地が農地だから、違反転用というんですけど、っていうことで違反転用のところが発覚したいというケースがありますので、私どももしないといけないのは農地を農地以外にするときに、所有権移転をするとかするときにそういうふうにしていいかっていう審査をして、許可をそれなら、致し方ないねという許可出す仕事ですので、そのタイミングが、お金払って建ててしまったのが後になってから分かるというのはありますよ。

過去とそれがいいというわけじゃないですそういうのもありながら、できるだけ違反転用がないようにしていかないといけないということで、農地パトロール、気づいたりとかはですね、来たときに報告頂いて、専用判定をして、是正をしてもらう返しながら、極力農地を違法がないような手続方法でしてくださいというのができることかなあと考えてます。

違反転用が、それが主、横行しないようにするのも農業委員会の仕事ですし、そういうところを契約しながらやっていかないといけないところもありますけど、どうしても見落としするところが出てくるとは思っていますけどそこら辺のところをできるだけ少なくするためには、そういうところを見ながら、皆さんの日頃の農地パトロールのところであれっと思うことがあったらですね事務局の方にお伝えなどそこら辺のところ違反転用の是正とか意識をですね、お持ち頂ければなと思っていますところでは。

議長 いろいろ質問がでてきましたので、ここで質問は打ち切らせていただきます。

県農村振興課へ違反転用を報告し、農地法第5条許可申請と、農地法第3条による賃借権設定がされているため、農地法第18条解約の手続きを求める。

また、隣接地については、転用許可済であるが、地目変更登記がされていないため、地目変更登記を進めたいと思いますが、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

議 長 県農村振興課へ違反転用を報告し、農地法第5条許可申請と、農地法第3条による賃借権設定がされているため、農地法第18条解約の手続きを求める。

また、隣接地については、転用許可済であるが、地目変更登記がされていないため、地目変更登記を進めることと決定いたします。

次に、経緯書4 御陵下町字公沸及び高城町字小牟田について、審議いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

長沼G長 【資料1】の経緯書4（御陵下町字公沸及び高城町字小牟田）について説明します。

【資料1】は3ページ・【資料2】の4ページ目をご覧ください。

この案件は、令和6年5月27日開催 第14回総会で事業計画変更・5条申請・3条申請の意見決定・許可をするにあたり、XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXの関係者を参考人招致した件になります。

その後、本市農業委員会で意見決定し、鹿児島県が事業計画変更（宅地分譲・農地復元）を承認しました。

農地復元した、農地の利用としては、レモンを植栽しましたが、適切に管理されておらず、【資料2】の写真のとおりです。

そのため、農地所有適格法人及び農地法第3条：全部効率要件に抵触する可能性があることから、農地利用について、回答を求めたものです。

農業委員会からの確認事項として3点をXXXXXXXXXXに対し回答を求めました。

1点目が、現在までの営農の取り組みについての報告、2点目が、今後の営農計画の報告、3点目が、農地への地目変更登記手続きの報告になります。

XXXXXXXXXXからの回答は、1点目（現在までの営農の取り組み）に対しては、令和7年に草刈りを実施したが、それ以降は管理不十分、2点目（今後の営農計画）は、経緯書1同様に営農指導員の下に営農を継続していく、3点目（地目変更登記手続き）は、既に農地への地目変更済、との回答でした。

事務局の方針案としては、経緯書1と同様に、畜産営農課のXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXが、肥培管理、収穫までを直接指導していくことを確認しました。

そのため、畑として、営農指導員の指導の下に適切に管理されているか、畜産営農課と情報共有を図りながら、動向を見守る方向で考えております。

以上で説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終了しましたが、この件についてご質問、ご意見等はございませんか。

木場委員 　　7番木場です。

　　すいません、ちょっとお伺いしたいんですが、適格法人と何ぞやと認定農家のですね。

　　我々認定農家は、5年計画での営農計画書を上げて認定農家になっていくんですけど、その中で、こんなことをしていたら、次、更新されない。

　　法人の場合は、更新されるんですか。

　　これ実際、全部別会社ですが、ふたを開ければ同じ穴のむじなですね。

　　受け皿が■■■■■の実態というのがわからなくて、皆さん一緒に現場を見て、あのときもこうするんだよってというのが、黄色の内容ページで特にしっかりしておけば、もう結構1メートルぐらいになっていると思いますですが、取ってつけたような写真じゃないですか。

　　生育状態で、これを農政課の営農指導員が指導したところで、適格法人だから、できるはずだから結構法人ですよ。はね

　　我々もある程度、助言は頂きますけど、やっぱりそう会社ですから、本人が頑張るだけのことで、この■■■■■という会社をどうその会社は思っているか、不思議です。

　　ただ、厳しい言い方をするようですけど、私なら次回はもう更新しませんよ、という感じです。

　　以上です。

梶原主幹 　　まず、農地所有適格法人等は何ぞやということからまず言います。

　　木場さんが言われた認定の方とか、そういうのではなくて、農地所有適格法人というのは、農地を取得できる法人のことを、農地所有適格法人といいます。

　　そのためには、要件があって、法人格を持ってないといけないということです。

　　まず、株式会社でもいいし、有限会社でも一農事組合法人、それは法人格を持っているということです。

　　それで、法人の中の役員が農業を少なくとも150日以上農業に従事しないとけないという規定もございます。

関連する農業の売上げが、農業の収入の過半以上なければならぬというような要件。

大きく分けて四つの要件をなしておけば、農地の取得ができるというのが農地所有適格法人です。

それを認定できるのが農業委員会だけではないのです。

なので、今言ったように農地を取得したいという意思が、少なくとも3条申請が上がったときに、そこを審査して許可を出すということになります。

そこを先ほど言ったように農地を取得して農地を作る、農業するって言っているのだから、本当でしたら、ずっと適正に管理して売上げを上げていかないと、幾ら■■■■さんの農家台帳を出したときに、今あるのが薩摩川内市にあって、あとは日置のほうでオリーブ畑をやっていますので、日置の分と、薩摩川内市長方の売上げは、今言うとおり売上げゼロなんだけど、法人としての売上げは日置の方があるので、それで報告頂いているというのが現状なので、先ほど言った農地所有適格法人として指導しないとイケないのは、的確な農業やっていませんよねっていうところで、新しい取得が来たときには許可できないっていうふうには出来ません。

今も所有されている農地をそのまま維持し続けるだったら、指導して行って適切に管理しなさいよというのをしないとイケない、いろいろな立場が農業委員会です。

それでも、指導に従わない場合は国の方に報告して、国の方が農地を取り上げるというのが最終的なのはあります。

そういうところで、農地を取得した法人だから、きちんと適正に農地を管理して肥培管理しなさいよってというのが、農地所有適格法人に課せられています。

法人も、先ほど言った認定農家さんに申請してイケるということになっています。

まず、認定の方まで別も別次元の話になってきますので、その中で、農地適格化法人は権利を持てる農地を取得できる法人かどうかというのを審査するという意味合いの法人でございます。

農業をやるって言っていますので、それだけの知識を持ってちゃんとやりなさいというのは、あるかと思えます。

森事務局長

認定農業者の関係は、既に辞退職を出されて、今、認定農家になってないということだけは、確認しましたのでお伝えいたします。

議長 ほか意見はないですか。

木下委員 10番木下です。

皆さんよく考えてみてください。

去年の6月の25日に意思決定をしたところがここです。

その中で、四つの意思決定というようなことで話をされたのは、ちょっと気がしてですね、それはですね、我々は118号というもので、保留分だったものを、みんなで意思決定をしましょうというようなことですね、そんなときにお2人の方は欠席でした。

そして、我々は、我々3人、誰と言いません、3人は反対で、手を挙げませんでした。

そのときに、農業の皆様方の方がですね、手を挙げて、意思表示をされました。

だから、それが今となっては、あだとなったと言われても仕方のないことなんです。

ですから、皆さん思っていることですよ。

ちょっと述べていただいて、ただここに来ただけじゃなくて、自分の思いというのでも伝えてください。

そうでないと、どれだけみんな一生懸命頑張ってもですよ。

私はもう反対ということで、3人を一緒に言っていたけど、そのときにも共通であると言われる方が13人いらっしゃるというのは、皆さん分かっているから。

お2人は、休んでいらっしゃるというわけですから、そのときの議事録を見てください。

どんなふう書いてあるかですね。

議事録の確認をして話しておりますので、皆さん、そのときの反省を踏まえて、今こういう事態になったということです。

ちょっとしっかりしてください。

よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。

中島委員 今、先ほど木下委員より御意見がありましたけれども、この前の[]さんの問題点といたしましては、私どもはできる限りのことをして、それ以上のことは、召喚までして、それ以上のことはなかなか難しいよねっていう判断で、私は手を挙げました。ですので、それがあだになって今のこの状況になっていると思っております。

ただ、 さんの、適格法人としての考え方がおかしいので、やはりそこは適格法人を止めるなり、何なりと注意をさせていただいて、事務局の方針案どおりにやったらいいんじゃないかと思えます。

以上です。

議 長 ありがとうございます。
 他にご意見等ありませんか。

永留委員 13番永留です。
 ちょっとお聞きしたいんですけど、適化法人の取消しというのはできるんですか。

梶原主幹 先ほど言ったように適格法人の取消しというのもできるんですけど、所有してる農地なので、そこを取り上げるっていうこともしないといけないので、やっぱりそこは慎重にしないといけないっていうのはあります。

 なので、最初はちゃんとしてねと、指導するってというのが、まず第一。

 それでもしないんだったら、国の方に仰いで、国の方に買収してもらおうというふうの流れになっています。なので、せっかく法人になった以上は農地をちゃんと管理していただかないといけないというのが大前提になります。

 そこら辺のところ、今、法人さんが農地を取得するためにはまずは賃借というので進めるようにというような指導は、県の方からも出ています。

 また、なぜかという、法人さんはあくまで法人なので、もうけをしないと、継続していかないんですね。

 それで、農業っていうのは一筋縄でいかないというのは皆さん、ご存じのとおりなので、やっているうちに売上げが、農地取得したけど売上げがないから撤退されてしまうと、取得した農地だけが置き去りになってしまうのが全国であります。

 まずは、賃借でやってみて、うまくいきそうだったら取得した方がいいってというような指導を、法人の場合はした方がいいということでの話は聞いていますが、 さんの場合は元々樋脇でもされています。

 その段階では、先ほど言ったとおり、認定農家だったりしていましたが、そこを撤退していています。

 日置市の方では、農地所有適格法人と非常に実績があって、そ

の中で、今、この前のさっき言った3条のときもそれはあったので取得を認めたっていうことはあります。

言われたとおり、そこの地域でどんなふうに行っているかっていうのは見定める必要があって、やっぱり申請案件なのでそのところで信用しないといけない、やりますというところの、やらないって言う裏づけは証明ができない。

やった結果によっては、やっていませんよねっていうような指導はできるんですけど、やる前にできませんよねっていうのはなかなか難しい。

申請主義なのかなと思っており、できるだけも所有されている農地は適正に管理していただいて、指導していくというのをした上で、それでもしないときには先ほど言ったとおりの段階になっていくのかなというのがあります。

まずは、指導とお願いをしていくっていうのが、事務局側では、考えているところであります。

議長 はい、ありがとうございました。

永留委員 13番永留です。

次年の3月からの営農指導が開始とあるんですけど、当然、1番経営者が指導してもらっても、荒化して、地目変更して、宅地にしますよとか、やっぱりそこが心配なところですよ。

終わりはないんですけど、何年ぐらいを計画をしているのか、最終経営書1と同様に、やっぱり販売実績の報告とか、そこまでも含めた方がちょっといいのかなと。

梶原主幹 先ほどの経営書1にも、先ほど森局長の方が説明したとおり、営農記録の方の書類を6か月、出してもらいながら、農業委員会の農地パトロールとかしながら現況を確認して、しているかして、いないかも、営農指導の方と確認するという条件で、文章は出そうというふうに思っております。

先ほど言い忘れましたけど、そういうので、やはり、成果を出してもらわないと、農業委員さんとしてはちゃんと農地管理していますよと言えないところがあります。

その姿勢を自分たちからは、こうやっていますよっていう出す義務が、今のところ■■■■さんには必要なのかなと思っております。

そういうふうな対応で、それを何年続けるかなんですけど、やはり、収穫が見込まれて販売実績が出された段階までは提出を求

めますみたいな感じの方で、摘みやっていけばいいのかなとは思って。そこら辺の御意見もお聞かせいただければと思っています。

議長 長 ほかに、ご意見ありませんか。

委員 (なし)

議長 長 畜産営農課の指導のもと、畑として、適正に管理運営されているか、動向を今後も確認していきたいと思いますが、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

全委員 (挙手)

議長 長 畜産営農課の指導のもと、畑として、適正に管理運営されているか、動向を今後も確認していくことと決定いたします。
そのほかに、全体的に何かございませんか。

木下委員 もう次の機会ということはなかなかないので、教えてください。執行体制、今度ですね、お願いしたいのです。

人員を、1人体制から3人体制と書いてありますけど、これは今度、まだ農業で運営もって、サーバー等を作られるわけですから、これについて、現状から増やさないと、今のこの体制で今できなかったのに、人員を増やす表現もないので、また失敗を繰り返す可能性があるのではないかなという懸念があります。

それについて、事務局の方が対応していただきたい。

それから、常にあった後にも、経営と現況報告で、周知不足で駄目だったという話がずっと出ていますけど、今度は改善報告なり、事務局の方からでも出向いて勉強会をすとか、そういうのを要請して何かやって、そういうのを名文化して、つけ加えていただきたいというのが私の要望です。

梶原主幹 農業に関しては、先ほど説明したとおり営農指導が指導するということになっています。

農業委員会はいくまで農地を適正に使っているかということですので、営農指導を受けた中で、先ほど説明した営農記録をもとに、どれだけやったかっていうこと。

だからやってないですね、きちんとしてくださいねってなると思うんです。

そのやり方については、営農指導の指導を受けた方が、どんなふ

うにやっているかっていう確認をさせていただこうと思っております。

そこら辺のところ、どんなふうに取り組むか、分かっているのは■■■■さんの方に、考えていただかないといけない。

人員について、法人の考えもありますし、増やしてくださいとか、少なくともいいですよとかは、なかなか、人数のところは入っていないところもあります。

適正な人員計画をたてて、営農計画してくださいぐらいの向こうが出してきてるのは3名なので、そこら辺のところは、今の農地をやっているかというところは、営農指導の方でやっているのですか、という確認はできると思うんですけど、そこで少ないとか多いとか、適正な農地の管理をしてくださいっていうところではなからうかと思えます。

議長 この件については、私の方から木下委員の質問に答えたいと思います。

この地域の私を含めてですが、農業委員さんがいるわけです。

それで、ときより研修地1の地区についても、農業委員さんが、農地の見回りという項目がありますよね。

それによって、先ほど上小川さん、私なり、現地を確認して、報告ができればと思っております。

そういう方向なら、現地が、例えば営農指導課の内容と私たちが見た内容がどういうふうに差があるのか。

それをさっと見たときにどういうふうに指導がまた次にできるのかっていうのは重要なことなので、それを農業委員さんに報告できれば1番いい報告じゃないかなと思います。

以上です。

木下委員 はい、ありがとうございます。

私が申し上げたのは、皆さんにお聞きしたかったのは、先に、3条・4条・5条でもう1回、今度のこの機会に■■■■なり、その職員の方にも3条・4条・5条の農地法の説明をして、今度は周知不足が確認されたということが発生しないように、勉強会をしてくださいということです。

ちょっと質問と答えが違います。

梶原主幹 その件につきましては、■■■■の方に農地を権利移動する場合は、■■■■に丸投げするのではなく、事前に農業委員会に

ご相談してくださいということで、もうこの案件が出てきたときに、打合せに行かせていただいています。

なので、[]さんが農地を活用したいというときがあるときには、[]じゃなくて、申請代理人に頼むようなことがある前に、農地のことについては相談してくださいということで、話しています。

実際、[]の方で計画している農地の部分が、あったんですけど、そこら辺については事前に農業委員会事務局に相談があって、懸念案件とかそういうのを伝えながら検討していただいている事例は、今のところそうやってやっています。

そこら辺のところでは、農地法の手続きが必要なんだよという意識は持っていただいているという認識はしているところでございます。

議長 それでは、次の課題に入りたいと思います。
事務局から何かございませんか。

長沼G長 令和7年11月26日開催第32回総会時に[]の違反転用について報告しました。

本日は、その後の経緯等について報告します。

鹿児島県は、[]に顛末書の提出を求め、その後、顛末書が提出され、令和7年12月8日付で転用許可されました。

本市農業委員会事務局においても許可書の交付時に違反転用の再発防止のため、口頭指導を行いました。

今後も同様な案件があれば、随時、適切な処理をしていきます。
以上で報告を終わります。

梶原主幹 すいません、今日ですね令和8年度の農業員手帳と推進手帳を送らせていただいていると思うんですけど、身分証の方は3年間有効ですので、写真付きの部分を新しい手帳の方に切替えて活動のときにはしてくださるようお願いいたします。
以上です。

議長 皆様から何かございませんか。

委員・推進委員 (な し)

議長 事務局から何かございませんか。

事務局

(なしの声あり)

議長 これをもちまして第33回薩摩川内市農業委員会総会を閉会いたします。

西代理 皆さん、ご起立下さい。
一同礼。ご着席ください。

「閉 会」

【終了 15:30】